

第5回庄内広域水道事業統合準備協議会 会議録

開催日時 令和7年3月21日（金）午後1時45分～午後2時15分

場 所 鶴岡市役所3階 庁議室

出席者 出席者名簿のとおり

会議事項 第1号議案 企業団の名称（案）の承認について

第2号議案 企業団規約（案）の承認について

第3号議案 令和6年度事業報告について

第4号議案 令和6年度収支決算（見込み）について

第5号議案 令和7年度事業計画（案）について

第6号議案 令和7年度における経費の負担について

第7号議案 令和7年度収支予算（案）について

配布資料 別添のとおり

会議経過

（事務局）第5回庄内広域水道事業統合準備協議会を開会いたします。本協議会規約第11条により会長が議長を務めることとなります。皆川会長お願いいたします。

（会長）第1号議案「企業団の名称（案）の承認について」を議題といたします。事務局より説明願います。

（事務局）第1号議案についてご説明いたします。企業団の名称は、企業団の役割や地域性を反映し対外的にわかりやすく適切な名称にするため、企業団であることを明示するとともに、地名や事業内容を反映することとされています。令和7年10月に設立予定の企業団は、鶴岡市、酒田市、庄内町を構成市町とする庄内地域の水道事業について広域的な事業経営を担うことから、企業団の名称を「庄内広域水道企業団」とすることを提案するものです。なお、企業団の名称は、「企業団規約」の記載事項となるものでございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

（会長）第1号議案についてご意見ご質問をお願いいたします。

（各委員）なし。

（会長）第1号議案についてご承認いただけますでしょうか。

（各委員）異議なし。

（会長）ご承認いただいたものとします。第2号議案「企業団規約（案）の承認について」を議題といたします。事務局より説明願います。

（事務局）第2号議案についてご説明いたします。企業団の規約は、広域化後の経営主体となる企業団組織の基本的な事項を定めるものであり、構成市町議会の6月定例会においてご審議をお願いする企業団設置議案の一部を構成するものでございます。なお、地方自治法第284条により、その協議により規約を定めることとされており、規約の内容については、議会の議決を経る前に各構成市町の長が実質的な協議を行い、規約に関する全ての事項について全構成市町の合意を得たうえで構成市町の議会に対して企業団設立のための協議の提案をする必要がございます。それでは、規約（案）の詳細をご説明いたします。

第1章は総則として、第1条「企業団の名称」では、第1号議案で承認いただきました「庄内広域水道企業団」とするものでございます。第2条「企業団の組織」では、鶴岡市、酒田

市、庄内町を構成市町として組織するものでございます。第3条「企業団の共同処理する事務」では、水道事業の経営に関する事務及びこれらに附帯する事務について共同処理を行うとするものでございます。第4条「企業団の事務所の位置」では、主たる事務所を庄内町企業課庁舎の所在地である東田川郡庄内町余目字滑石1番地1に置くことを定めるものでございます。

第2章は企業団議会として、第5条「企業団議会の組織」では、水道企業団における類似規模の団体などの例を踏まえ、企業団議会の議員定数を13名とし、また、議員数の内訳については、給水人口に応じて区分を設け、鶴岡市6人、酒田市5人、庄内町2人を選出することとするものでございます。第6条「企業団議員の選挙の方法」、第7条「企業団議員の補欠選挙」では企業団議員の構成市町議会においてそれぞれ選挙された者を議員とするものでございます。第8条「企業団議員の任期」では、企業団議員の任期を構成市町の議員としての任期とし、第9条「企業団議会の議長及び副議長」では、議長、副議長は企業団議会で選挙することとするものでございます。

第3章は企業団の執行機関として、第10条「企業長」では、企業団を統括する企業長を置き、構成市町の長の互選により選任するものとし、任期は4年とするものでございます。また、第11条「副企業長」では、副企業長は企業長となる構成市町の首長を除く構成市町の長をもって充てること、任期は4年とすることなどを規定するものでございます。第12条「職員」では、企業団職員を置くこと、定数を条例で定めることなどを規定するものでございます。第13条「監査委員」では、監査委員の定数を2名とし、企業団議会の同意を得て識見を有する者の中から選任し、任期は4年とするものでございます。第14条「運営協議会」では、企業団の事務に関する重要な事項を協議するため、企業長、副企業長を委員とする運営協議会を置くことを定めるものでございます。

第4章は企業団の経費に関する事項として、第15条「経費の支弁の方法」では、企業団における財源として、企業団の事業により生じる収入のほか、企業債、補助金などを充てることとするものでございます。

最後に、附則として規約の施行日は令和7年10月を予定とする企業団設置に係る山形県知事の認可日とするものでございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(会 長) 第2号議案についてご意見ご質問をお願いいたします。

(各 委 員) なし。

(会 長) 第2号議案について承認いただけますでしょうか。

(各 委 員) 異議なし。

(会 長) 第2号議案は承認いただいたものとします。第3号議案「令和6年度事業報告」及び第4号議案「令和6年度収支決算（見込み）」は関連がありますので一括して議題といたします。

(事 務 局) 第3号議案についてご説明いたします。この事業報告は当準備協議会の令和6年度における活動の報告となるものです。令和8年度からの企業団による事業開始を目指し、協議会等の開催、水道基盤強化計画の策定作業、統合に係る事務事業調整について、令和6年度事業計画に基づき実施したところでございます。令和6年度は、3回の統合準備協議会を開催し令和6年10月には「庄内地域水道事業統合基本計画」を策定するとともに鶴岡市、酒田市、庄内町による「水道事業の統合に関する基本協定」の締結に至ったところでございます。また、令和7年1月に策定された「庄内圏域水道基盤強化計画」においては、山形県企業局が運営

する庄内広域水道用水供給事業と企業団の統合を基盤強化のための実施方策として位置付けられたところです。

第4号議案についてご説明いたします。収入については、構成市町からの負担金4,732千円に、前年度繰越金759千円、預金利息等の諸収入9千円を予算額とし、決算額として負担金を同額の4,732千円、繰越金を759,640円、諸収入を消費税還付金、預金利息により75,524円を見込み、収入合計として5,500千円の予算額に対し、5,567,164円の決算見込みとなっております。なお、収入の詳細はP.7をご参照願います。支出については、主な支出として1款2項1目の事務費として旅費、需用費、事務用パソコンに係る賃借、事業認可申請書作成に係る負担金等、合計4,664,646円の支出見込みとなっており、支出合計として5,500千円の予算額に対し、4,665,507円の決算見込みとなっております。なお、支出の詳細はP.8をご参照願います。また、例規整備支援に係る業務について、費用に不足が生じたことから1款2項1目9節の旅費から1款2項1目41節の負担金に448,800円を流用しております。以上、収入合計5,567,164円から支出合計4,665,507円を差し引いた901,657円を令和7年度に繰越を予定しております。なお、本議案は会計年度内のため見込みとなります。収支決算、監査報告は、第6回統合準備協議会においてご報告させていただくことをご了承願います。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(会 長) 第3号議案、第4号議案についてご意見ご質問をお願いいたします。

(各 委 員) なし。

(会 長) 第3号議案、第4号議案について承認いただけますでしょうか。

(各 委 員) 異議なし。

(会 長) 第3号議案、第4号議案は承認いただいたものとします。第5号議案「令和7年度事業計画(案)」を議題といたします。事務局より説明願います。

(事 務 局) 第5号議案についてご説明いたします。令和7年度中に企業団を設立し、令和8年度から新たな事業体による事業開始を目指し、協議を進めているところでございます。令和7年度は、協議会等の開催、統合に係る事務事業調整を進めるとともに、企業団設立許可及び水道事業創設認可申請により、令和7年10月の企業団設立、令和8年4月からの事業開始に向けて許可権者との協議調整を行うものとします。また、令和7年度より国交付金を活用した広域化事業として、事務システムの統合など企業団の事業開始に向けて構築するものでございます。なお、企業団設立までのスケジュールをP.10に記載しております。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(会 長) 第5号議案についてご意見ご質問をお願いいたします。

(委 員) 継続協議となっている垂直統合について、令和7年度の具体的な取組やスケジュールはどうなっているか。

(事 務 局) 令和7年度の垂直統合のスケジュールとして、協議会事務局と県企業局において、垂直統合に関する覚書等、書面の取り交わしに関する調整を予定している。県企業局で考える進捗のスケジュールを共有するなど定例的に行っていきたい。

(委 員) 令和7年度の進捗において目標とすることがあれば教えてもらいたい。

(副幹事長) 県企業局と覚書の取り交しについて協議を行っている。令和7年度は覚書の内容を調整し、令和8年4月に事業開始されたのち覚書を締結し、統合に向けた取り組みを進めたい。

(委 員) 了解した。予定どおり進められるようお願いしたい。

(会 長) 第5号議案について承認いただけますでしょうか。

(各 委 員) 異議なし。

(会 長) 第5号議案は承認いただいたものとします。第6号議案「令和7年度における経費の負担」、第7号議案「令和7年度収支予算(案)」は、関連がありますので一括して議題といたします。事務局より説明願います。

(事 務 局) 第6号議案についてご説明いたします。規約第15条に規定する構成市町が負担すべき経費は、第1回統合準備協議会における協議により、事務局に従事する職員の給与等はそれぞれ構成市町での負担とし、その他経費は給水人口割90%、均等割10%の割合をもって構成市町が負担することとしておりますが、規約第15条第2項に規定する構成市町が令和7年度に負担すべき額をご協議いただくものです。給水人口割の設定は、水道統計調査における給水人口に基づき設定し、負担すべき経費の額を、事務経費を1,300千円、水道事業認可に係る経費27,390千円、事務システム・ネットワークの構築など統合に係る準備費用131,723千円とし、負担割合に応じ、鶴岡市80,652千円、酒田市62,766千円、庄内町16,995千円としてご提案申し上げます。

第7号議案についてご説明いたします。収入について、構成市町からの負担金146,664千円に、前年度繰越金900千円、預金利息等の諸収入6千円を加えた147,570千円を計上しております。なお、負担金は第6号議案の負担すべき経費の額に基づき、構成市町からの負担金を計上しているところですが、鶴岡市の水道事業認可に係る負担は、水道事業認可申請に係る業務委託を鶴岡市から代表として発注することから、会計処理上、鶴岡市の当該業務に係る負担金については計上しないこととしております。なお、収入の詳細はP.13をご参照願います。支出について、主な支出として1款2項1目事務費に、旅費、需用費、事務用機器に係る賃借料等及び事業認可申請書作成及び統合に係る準備費用負担金として147,545千円を計上し、その他予備費等を加え、支出合計を147,570千円とするものです。なお、支出の詳細はP.14をご参照願います。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(会 長) 第6号議案、第7号議案についてご意見ご質問をお願いいたします。

(各 委 員) なし。

(会 長) 第6号議案、第7号議案について承認いただけますでしょうか。

(各 委 員) 異議なし。

(会 長) 第6号議案、第7号議案は承認いただいたものとします。予定された議事は以上ですが、その他皆さまから何かございませんでしょうか。

(各 委 員) なし。

(会 長) その他、特にないようですので、以上をもちまして議事を終了いたします。

(事 務 局) 3. その他について皆様から何がございませんでしょうか。

(会 長) 全国的に同じタイミングで広域化の取り組みを進めている事業体はあるのか。東北・北海道地区はあるのか。

(事 務 局) 全国的は、長野、茨城、千葉、大阪など複数の事業体で進めている。北海道・東北地区は岩手中部水道企業団が先進事例としてあげられるが、その他では東北地区では当地区以外の動きは認識しておりません。

その他、事務局からは特にございません。本日の予定はすべて終了となります。お疲れ様でございました。